

資料 8

県主催イベント・会議等の考え方について

※下線部は3/30からの変更箇所

令 和 2 年 5 月 5 日
宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症については、4月16日に全都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言の対象となり、本県においても特措法に基づき、外出及び催物開催の自粛要請をしたところである。現状、県内での累計新規感染者数は4月中旬以降横ばい傾向であり、4月29日以降、新規発生はなく、感染拡大が一定範囲に抑えられている状況である。

このことから、県主催のイベントや会議等の考え方について、5月末まで、以下の方針で対応することとする。

なお、以下の考え方については、患者発生状況や国の動向等を踏まえ適宜見直しを行う。

1 県主催のイベントについて（式典、講演会、研修会等）

- ① 屋内での大規模イベント※¹については、日程変更を検討し、変更が困難な場合は感染予防策を徹底した上で、実施すること。
- ② 食事提供するイベントについては、原則として延期又は中止とすること。
- ③ その他のイベントについては、下記※²を考慮し、地域の流行状況等も踏まえ、その必要性を改めて検討すること。

※1…概ね50人以上を目安とするが、参加者の属性や密集度を勘案して判断。

※2…閉鎖された空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境に一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされているため、下記の点について十分考慮した上で判断すること。

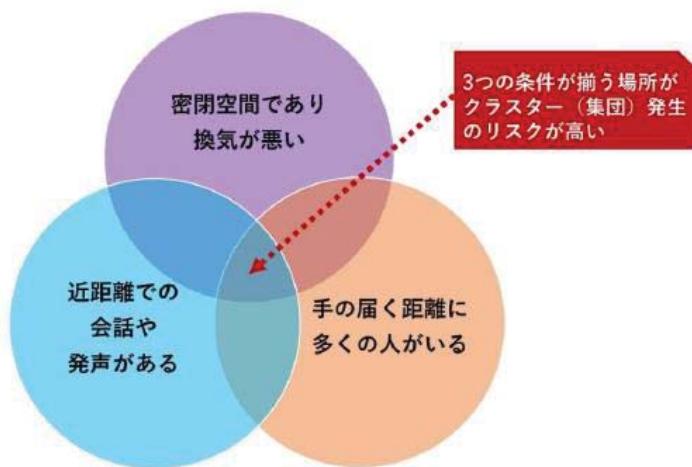
- 開催規模（参加人数）
- 開催場所（屋外・屋内・換気の状態、広さや密度、閉鎖空間）
- 開催期間・時間（同一空間での滞在期間）
- 参加者同士の距離（近距離又は対面）
- 参加者の属性（高齢者、基礎疾患有する者、障害者、妊婦、乳幼児）
- 不特定多数か否か
- イベントを通じた相互接触の機会（近距離の意見交換、物を触れる等）
- 3つの密（密閉・密集・密接）の発生が原則想定されないこと（人との人と間隔ができるだけ2mを目安確保する）
- 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則されないこと
- 感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期を含め慎重な対応をする。

2 県主催の会議（審議会、説明会等）について

- 実施する場合は、規模の縮小や感染予防策を徹底すること。
- ウェブ会議を積極的に活用すること。

<イベント・研修・会議等を実施する場合の共通の留意事項>

- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・咳エチケットの励行（咳がある場合はマスク着用。マスクがない場合はティッシュやハンカチで鼻と口を覆う。とっさの時は袖や上着の内側で覆う。）
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等にアルコール消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避する対策を講じる
- ・入場者の制限や誘導を行い、3密を回避する
- ・別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」を参照



【参考】国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等より

これまで感染が確認された場に共通するのは、3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人が密集していた、③近距離での会話や発声が行われた）が同時に重なった場である。
感染状況が一定程度に収まっている地域では、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から徐々に解除することを検討。

3 職員の出張について

- ・業務上の必要性を精査した上で、出張時期や方法等を見直すこと。
(例) 打合せについて、可能なものは電話やメールで対応
出張する職員の人数や出張数を最小限とする
- ・業務上出張せざるを得ない場合については、最小限の人数で、混雑時や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染予防策を徹底すること。

【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。